

可搬形発電機等におけるバイオ燃料のご使用について

カーボンニュートラルや循環型社会の実現に向けて、バイオ燃料は次世代の燃料として注目されています。現在、建設現場で可搬形発電機においても実証が進んでおりますが、燃料ごとの品質特性やエンジン適合性を正しく理解いただくため、下記の内容についてご留意頂きご使用いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象燃料

次のいずれかの燃料。

① 欧州規格 EN 15940 に準拠したパラフィン系燃料の GTL (Gas to Liquid) や RD (Renewable Diesel) 燃料を含む HVO (Hydrotreated Vegetable Oil)

② ①の燃料を基材として燃料供給事業者の品質管理下で製造された混合燃料

なお、ご使用された燃料の品質不適合（潤滑性不足や不純物混入等）に起因する不具合については、基本的にはメーカー保証の対象外となります。

注：税制上の問題及び品質保証の観点から、現場にてお客様自身が異なる油種を混合して使用することはお控えください。

2. エンジンへの影響

日本国内基準の軽油と比べ、燃料密度と単位あたりの発熱量が低いため、燃料消費の増加や出力が低下する場合があります。また、エンジン部品等に使用されている一部のゴム及びエラストマー（NBR 等）の硬化・収縮のリスクが発生します。

3. その他

(1) 品質の確認

市場には規格適合を謳いながら品質が基準を満たさない製品も報告されています。ご使用の際は、燃料供給事業者より試験成績書（Certificate of Analysis）等入手・確認し、規格値（特に潤滑性および低温流動性）を満たしているものを選定してください。

(2) 法規制・制度

地方税法上の軽油には該当しない場合が多く、他の油種との混和や税務申告には注意が必要です。

また、国土交通省の直轄工事において、国土交通省 排出ガス対策型建設機械指定制度の基準値に適合するためには、試験時に使用する燃料が国土交通省ホームページに掲載されている「排出ガス対策型原動機の認定及び排出ガス対策型建設機械の指定に関する技術基準の取扱いについて」に記載されている成分と同等である必要がございます。本対象燃料はそれに合致しており、排出ガス対策型建設機械指定制度に対し、軽油と同等の扱いが可能となります。

ご使用の前には、税法上の問題等を含め、各地方自治体に確認くださいますようお願いいたします。

以上